目　　次

第１号（９月３０日）

告　　示 …… 1
応招議員 …… 1
議事日程 …… 2
本日の会議に付した事件 …… 2
出席議員 …… 2
欠席議員 …… 2
事務局職員出席者 …… 3
説明のため出席した者の職氏名 …… 3
開　　会 …… 3
　会議録署名議員の指名 …… 3
　会期の決定 …… 4
　町長提出第１１５号議案 …… 4
閉　　会 …… １０
署　　名 …… １１

津和野町告示第 110 号

令和３年第９回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和３年９月 27 日

津和野町長　下森　博之

１　期　日　　令和３年９月 30 日

２　場　所　　津和野町役場本庁舎議場

〇開会日に応招した議員

草田　吉丸君	川田　　剛君
道信　俊昭君	板垣　敬司君
丁　　泰仁君	御手洗　剛君
三浦　英治君	寺戸　昌子君
後山　幸次君	岡田　克也君
沖田　　守君	

〇応招しなかった議員

米澤　宕文君

令和３年　第９回（臨時）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和３年９月 30 日（木曜日）

議事日程（第１号）

令和３年９月 30 日　午前９時 00 分開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　町長提出第 115 号議案　令和３年度見晴らし広場解体工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　町長提出第 115 号議案　令和３年度見晴らし広場解体工事請負契約の締結について

出席議員（11 名）

１番　草田　吉丸君	３番　川田　　剛君
４番　道信　俊昭君	５番　板垣　敬司君
６番　丁　　泰仁君	７番　御手洗　剛君
８番　三浦　英治君	９番　寺戸　昌子君
10 番　後山　幸次君	11 番　岡田　克也君
12 番　沖田　　守君	

欠席議員（１名）

２番　米澤　宕文君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　中田　紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長　……………………　下森　博之君	副町長　…………………　島田　賢司君
教育長　…………………　世良　清美君	総務財政課長　…………　岩本　要二君

税務住民課長　…………　山本　愼吾君
つわの暮らし推進課長　……………………………………………………　宮内　秀和君
健康福祉課長　…………　土井　泰一君　　医療対策課長　…………　清水　浩志君
農林課長　………………　益井　仁志君　　商工観光課長…………　掘　　重樹君
環境生活課長　…………　野田　裕一君　　建設課長　………………　安村　義夫君
教育次長　………………　齊藤　道夫君

午前９時00分開会
○議長（沖田　　守君）　おはようございます。
　本日、令和３年第９回津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。
　米澤宕文君より欠席の届出があります。
　ただいまの出席議員数は、１１名であります。定足数に達しておりますので、令和３年第９回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

・　　・

日程第１．会議録署名議員の指名
○議長（沖田　　守君）　日程第１、会議録署名議員の指名。
　会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、９番、寺戸昌子君、１０番、後山幸次君を指名いたします。

・　　・

日程第２．会期の決定
○議長（沖田　　守君）　日程第２、会期の決定を議題とします。
　お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（沖田　　守君）　御異議なしと認めます。したがって会期は本日１日限りと決定いたしました。

・　　・

日程第３．議案第１１５号
○議長（沖田　　守君）　日程第３、議案第１１５号令和３年度見晴らし広場解体工事請負契約の締結についてを議題とします。
　執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
○町長（下森　博之君）　本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、契約案件１件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第１１５号でございますが、令和３年度見晴らし広場解体工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田　　守君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　それでは、議案第１１５号令和３年度見晴らし広場解体工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

工事名は、令和３年度見晴らし広場解体工事でございます。

契約の方法ですが、一般競争入札でございます。

契約の金額は、１億１，１１０万円でございます。うち消費税が１，０１０万円でございます。

契約の工期ですが、着工が津和野町議会の議決のあった日の翌日で、完成を令和４年２月２８日としております。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ４２１―１、氏名、株式会社栗栖組、代表取締役、栗栖厚公でございます。

この契約ですが、落札率は９３．９％でございます。

それでは、１枚めくっていただきまして、次ページに資料としまして建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

それでは、工事の概要を御説明いたします。参考資料として全体配置図をつけておりますので御覧ください。

大変申し訳ありません。ここで、１か所訂正をお願いします。図面右下の工事名称を「令和２年度見晴らし広場解体工事」とありますが、これを「令和３年度見晴らし広場解体工事」と訂正をお願いします。

この図面の中で赤く示してある部分が、今回、工事をする箇所でございます。向かって右側が益田方面で、左側が山口方面でございます。

主な解体の対象は、図面右側の鉄骨造二階建て、延べ床面積１，７９９．５３平方メートルの元ホテル棟が１棟、図面左側の鉄骨造平屋建て、延べ床面積２５９．８６平方メートルの元レストラン棟が１棟、その右隣の鉄骨プレハブ造二階建て、延べ床面積５１．３４平方メートルの倉庫が１棟、最後に、図面右側にございますポンプ棟が１棟の合計４棟でございます。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何ら手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田　　守君）　ありがとうございました。

以上で、提案理由の説明を終わり、これから質疑に入ります。ありますか。いいですか。板垣敬司君。

○議員（５番　板垣　敬司君）　この工事のことですけど、もともとその土地建物のホテルとそのレストランの所有者は同一の方であったのかどうか。

そして、全体の、この今回解体する建物の土地そのものは全体面積がどのぐらいで、所有者からの土地の売買価格はどのような価格で、さらに、売買契約はいつされたのか。

そして最後に、解体した後の更地になった後、見晴らし広場としてのイメージを、ただアスファルト舗装をするのか、普通の土の状態、芝生の状態、さらに、展望として危険防止のためのガードとかは、何かあるんかは分かりませんが、その辺のイメージが分かれば教えていただきたいと思います。

そして、解体した後、更地になった後、その見晴らし広場を整備するための費用というものは、どの程度の概算費用が見込まれるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（沖田　　守君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　まず、見晴らし解体対象土地の所有者でございますが、これにつきましては、津和野町が元の所有者から購入をしているところでございます。

それと、面積と価格については、ただいま、大変申し訳ありません、資料を持ち合わせておりません。

それから、この解体後の今後の計画でございますが、現在、コンサルタント会社に実施計画のほうを委託しておる状況です。今年度中に、どういったような形にするのかを各方面の意見をお聞きしながら形にしていきたいと思っております。ですので、概算の工事費については今からということになっております。

以上でございます。

○議長（沖田　　守君）　板垣君。

○議員（５番　板垣　敬司君）　今の説明、あのう、もともとの所有者からこの土地をもう買われたわけでしょ。その買われた価格を今日のこの場で答えられないというのがいかにも不手際のような気がしますが、いかがでしょうか。

それから、全体の面積何ぼちゅうて言われましたかいね。もう一回、その全体の今回購入する面積――もう購入されたと思いますが、購入された面積とその価格と、所有者が、土地の所有者を含めて建物の所有者は２人なのか、どっちも従って２人なのか、その辺を明確にちょっとお答えいただけませんでしょうか。

○議長（沖田　　守君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　大変申し訳ありません。面積と価格については資料のほうを持ち合わせていないところでございます。

所有者については、土地と建物は同一の方というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（沖田　　守君）　副町長。
○副町長（島田　賢司君）　ここの価格でございますが、当初は無償譲渡で交渉をしておりました。その結果、会社のほうが無償ではやれないということで、一応、町のほうで１，０００円で購入させていただいております。
　さらに、地権者の方から１００万の寄附を頂いたところでございます。
　ちょっと、面積につきましては、把握しておりませんので御了承願いたいと思います。
○議長（沖田　　守君）　板垣君、いいですか。
○議員（５番　板垣　敬司君）　はい。
○議長（沖田　　守君）　ほかにありますか。丁君。
○議員（６番　丁　　泰仁君）　これは何社で入札競争したんですか。
○議長（沖田　　守君）　総務財政課長。
○総務財政課長（岩本　要二君）　町内の３業者の方で入札を行っております。（発言する者あり）３業者。はい。
○議長（沖田　　守君）　ほかにありますか。後山君。
○議員（１０番　後山　幸次君）　課長さんから今説明を頂きましたが、大体、本工事は今月の９月１５日頃に入札をされておったと思うんですが、その後、議会に、９月２２日の議会の最終日に議案の提出があったわけでございますが、その後、取り下げられております。この工期でありますが、今日決まったら明日から工期になるわけでございますが、入札から今日まで、どういうことで保留にされておったのか、これについてお尋ねをいたします。
　これは、今日まで、その保留された理由というのは落札業者に瑕疵でもあったのか、どういう理由で今日まで保留をされたのか、それについてお伺いをいたします。
　私たちの質問も３回までになりますので、これ、町長に答弁をしていただきたい。このようにお願いをいたします。
○議長（沖田　　守君）　町長。
○町長（下森　博之君）　議員御指摘いただきましたように、当、この事業につきましては９月の１５日に入札を行いました。そのときに、先ほども課長から御説明いたしましたが、一般競争入札で行いまして、３社の参加があったということであります。
　そして、入札を実行いたしまして、１番札から３番札まで決定いたしました。
　そして、一般競争入札でございますので、資格審査会を後ほどまた開いてそこで正式に決定をするという手続になりますので、当日は１番札を有効落札候補者ということで申し上げて、資格審査会で最終決定をさせていただくということをその場で申し上げたということであります。
　そしてそのときに、その後、業者のほうから質問がなされたということであります。その質問の内容というのが、この入札に場合によっては公平性を欠く可能性があるものであったということと、それから、少し精査をしてみないと即答ができないと、そうい

うような状況でございましたので、少し精査をさせてもらいたいということで保留ということにさせていただいたということであります。
　その後、その出された御質問等について、この内部で精査をしたと、そういう状況であります。
　そこが少し時間を要したというところでありますが、最終的には、入札について公平性を欠くようなことはなかったということと、問題がなかったということで、当入札は有効という判断をさせていただいたというところであります。このことについては参加された３つの業者さんに御了解を頂いたという経過でもございます。
　そういう経過がございましたので、当初、２２日の最終日に追加議案ということで予定をしておったわけでありますけれども、それに間に合わないというようなことになりました。
　同時に、この事業の最終的な工期というものもありますので、どうしても早いうちに契約案件を議会のほうで認めていただかなきゃならないということで、議会のほうに御無理を申し上げまして、本日、臨時議会を開催いただき、上程をさせていただいたと、そういう経過でございます。
○議長（沖田　　守君）　後山幸次君。
○議員（１０番　後山　幸次君）　町長の答弁をお聞きいたしまして、この業者には瑕疵はなかったというふうに理解してよろしゅうございますね。はい。
　それで、こういった、公平性を欠くので、いろいろ質疑があったことを検討されておったようでございますが、このような事例がほかにあったことはあるんでしょうか。全く、私が記憶しておるうちでは、この、入札されて保留にされたというふうな案件は聞いたことがないんですが、その点、どうでございますか。
○議長（沖田　　守君）　町長。
○町長（下森　博之君）　保留にしたというケースは私もございませんが、ただ、設計当初に、入札後にミスが判明いたしまして、入札をやり返したと、再入札をしたと、そういうケースはございます。
○議長（沖田　　守君）　後山君、よろしゅうございますか。
○議員（１０番　後山　幸次君）　はい。
○議長（沖田　　守君）　ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（沖田　　守君）　ないようであります。ここで質疑を終結します。
　これより、討論に入ります。
　まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（沖田　　守君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田　　守君）　討論なしと認めます。

　これより議案第１１５号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田　　守君）　押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田　　守君）　採決を締め切ります。

　賛成全員であります。したがって、議案第１１５号令和３年度見晴らし広場解体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

────────────・───・────────────

賛成（１０名）

草田　吉丸君	川田　　剛君
道信　俊昭君	板垣　敬司君
丁　　泰仁君	御手洗　剛君
三浦　英治君	寺戸　昌子君
後山　幸次君	岡田　克也君

反対（０名）

────────────・───・────────────

○議長（沖田　　守君）　以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。

　会議を閉じます。令和３年第９回津和野町議会臨時会を閉会します。御苦労でありました。

午前９時18分閉会

──────────────────────────────

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員